

第 6 章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 情報提供体制の整備

- 介護保険サービス事業者ガイドマップの作成等のほか、保健福祉サービスや介護保険サービスの情報提供の充実に努めます。
- 広報みしま、ホームページ、ボイス・キュー、リーフレット等による情報、提供方法の工夫に努めます。
- ひとり暮らし高齢者など情報が伝わりにくい人に対しては、給食サービス、生きがいデイ教室などを活用するとともに、地域包括支援センター及び協力機関、居宅介護支援事業者、保健センター、民生委員・児童委員などの関係機関との連携による情報提供体制の整備に努めます。

2 相談援助体制の整備

- 地域包括支援センター及び協力機関や居宅介護支援事業者、介護相談員、保健センターなど関係機関が連携し、保健・福祉・介護の各サービスの有効利用が図れるよう相談援助体制の充実に努めます。
- 高齢者総合相談窓口、介護保険相談窓口、介護相談員等による苦情の対応やサービス利用における助言、情報提供等の相談援助体制の充実に努めます。
- 関係機関や地域住民とのネットワークの拡大を図り、相談支援が必要な高齢者の早期発見に努めます。

3 介護保険サービスの適正化による質の保持と向上

- 要支援・要介護認定のための認定調査において調査員が判断に迷う項目について研修を重ね、判断基準の平準化を図り、提出された調査票については重複点検を実施して認定調査の適正化を図ります。また、認定審査会内の連絡会において事例検討を行うとともに、審査会委員研修を実施し、要支援・要介護認定の適正化に努めます。
- アセスメントに基づいた適正なサービス計画がたてられているかを確認し、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の内容の適正化に努めます。
- 介護保険サービスを利用した被保険者に対し、サービスをどの位利用したかの給付通知を行い、実績のないサービスが請求されていないことを確認してもらい、事業者の架空請求・過剰請求の是正に努めます。

4 サービス事業者の調整及び指導

- 自立支援を目指した適切な居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成ができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対して三島市介護支援専門員連絡協議会と連携しながら研修会を開催します。
- 事業者連絡会議の開催等によりサービス事業者間の情報交換と連携調整を図ります。
- 地域包括支援センターの地域ケア会議において、介護保険と介護予防、生活支援サービス等、地域ケアの総合調整を行い、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者への助言、調整を行います。
- 地域密着型サービス事業者の指導・監督を行っていきます。

5 推進体制

「三島市高齢者保健福祉及び介護保険運営懇話会」において、計画の進捗状況や保険給付、財政状況等、計画の推進と管理運営の両面について意見を伺う中で事業の推進に努めます。また、「三島市地域密着型サービス運営懇話会」及び「三島市地域包括支援センター運営懇話会」において、地域密着型サービスの指定、指導、監督及び地域包括支援センターの設置、事業運営に関する評価等を行い、事業推進と適正な運営を図ります。

6 「スマートウェルネス構想」との連携

「スマートウェルネス構想」とは

市民が主体的に健康維持・社会参加する仕組みづくりを推進し、少子高齢社会においても持続可能な都市づくりと地域の活性化を目指すため、従来、縦割りで行われてきた健康政策を市民、NPO、事業者と行政が協働で進め、市民全体に浸透する多面的な健康政策に転換して行こうとするものです。

次に掲げる4つの柱との連携に努めます。

- 市民総参加で健康寿命を延ばす健康づくり
- 生涯を通じて多様な社会参加が可能なまちづくり
- 持続可能な健康都市づくり
- 部門を超えた健康づくり施策の推進